

# 『出雲市汚水処理整備計画』の概要

4月から実施する計画についてお知らせします。

## 普及率100%を目指して

下水道事業を効率的に進めていくために、地域の実情にあわせて集合処理区域と個別処理区域に分けて整備を進めます。

### 【集合処理区域】

主に住宅が密集した市街地や集落などが対象となります。公共下水道、農業・漁業集落排水、小規模集排水の4つの事業区域に分かれます。

下水道工事を行い、家庭から排出される汚水を終末処理場に集め、まとめて処理します。工事は各地域で計画を立てて、順次行っていきます。工事が終わったら各家庭で早めの排水設備工事をお願いします。

### 【個別処理区域】

家と家が離れている中山間地域などが対象となります。各家庭に浄化槽を設置して、汚水を個別に処理します。

平田・佐田地域での市設置浄化槽整備事業を全市に拡大し、普及を図ります。

自分の住んでいる地域を確認してみてください。

## 集合処理区域

### 1 公共下水道事業

流域関連公共下水道事業計画処理区域を727.9ヘクタール拡大し、4606ヘクタールとします。(3ページ表1) 特定環境保全公共下水道事業平田地域(河下) 実施中 多伎地域2地区(口田儀、田岐) 完了

### 2 農業集落排水事業

27地区(全地区整備完了) 出雲地域9地区(保知石、鷹巣、東神西、稗原朝山、神西湖東、馬木古志、矢尾日下、宇那手船津、上島) 平田地域5地区(上岡田、口宇賀、布崎、国富、西岸) 佐田地域8地区(宮内、八幡原、反辺、窪田、橋波、大呂朝原、飯栗東) 多伎地域4地区(久村、中郷)

上げ、小田) 大社地域(遙垣)

### 3 漁業集落排水事業

平田地域8地区(小伊津、十六島、三津、小津は整備完了。釜浦、塩津、坂浦は実施中。西地合は実施予定) 多伎地域(小田西) 整備完了 大社地域2地区(宇竜は実施中。鷺浦計画予定)

### 4 小規模集排水処理事業

平田地域2地区(美保第1、美保第2) 計画予定 平田地域(猪目)・大社地域(鷲峠) 整備手法を再検討

### 5 その他

個人設置浄化槽 下水道の整備がしばらく行われない区域で、個別に浄化槽を設置する場合には、市が補助します。 公共下水道全体計画区域内で、事業認可区域外の地域および公共下水道以外の集合処

理区域で、事業認可(採択)されるまでの間が補助の対象です。

ア・浄化槽設置補助金：一般住宅の大きさに応じて設置費の一部を補助します。

イ・維持管理補助金：出雲地域で実施している維持管理補助金制度を全地域に拡大します。

ウ・集団設置補助金：出雲地域で実施している集団設置補助金制度は廃止します。



石原俊夫さん (灘分町)

農業集落排水施設が完成し、すぐに接続工事を行い、2年になります。それまでは排水溝の周りの水が、洗剤や入浴剤の色で濁りきっています。

「水がきれいになりました。水が澄んで小魚やタニシが見られるようになり、水質がよくなりました。感動することができました。」

昔は川もきれいで、行水したり、風呂の水に使ったりしたものです。下水道が普及して本来あるべき川の姿に戻ってほしいですね。

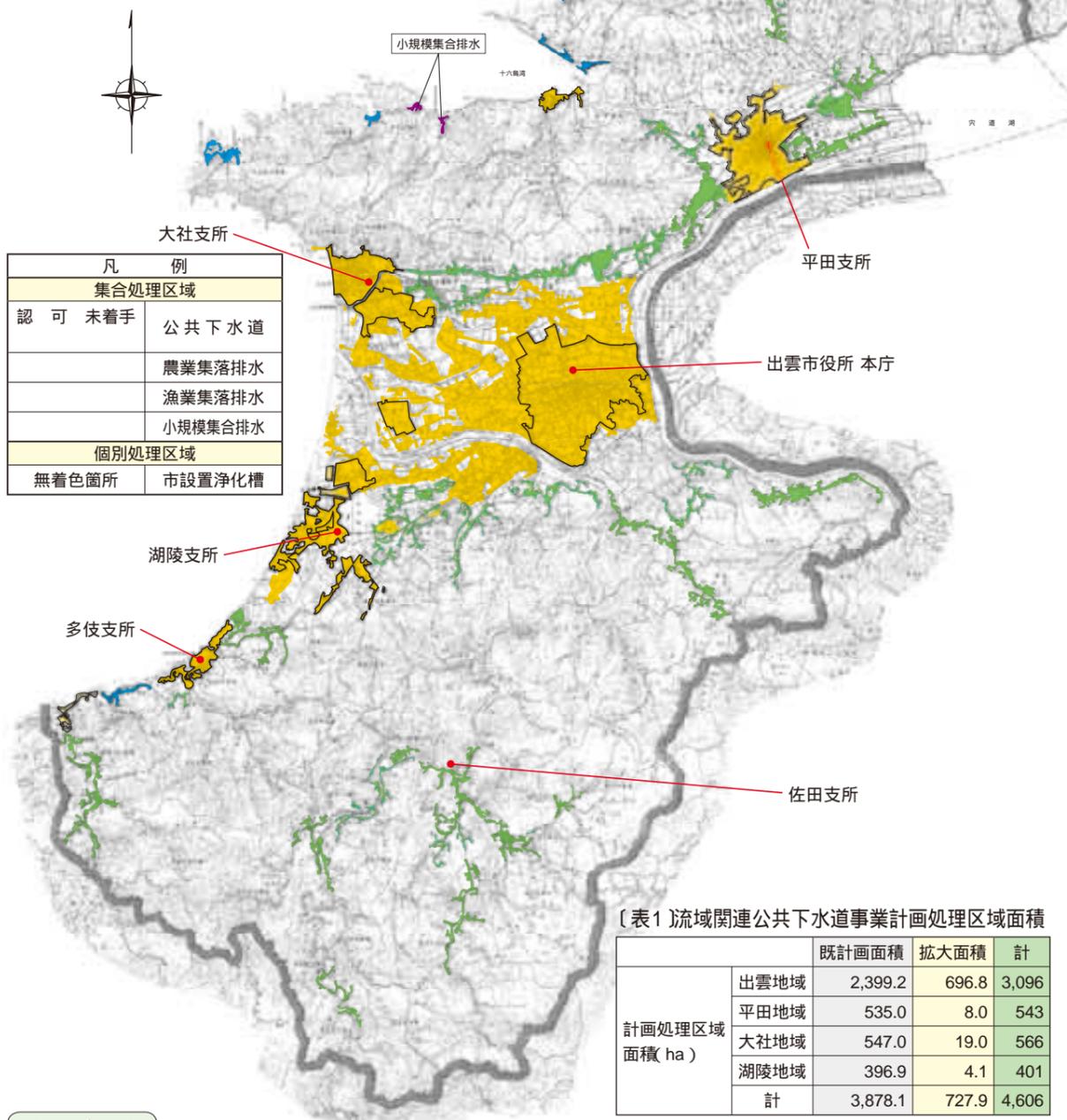
## 集合処理区域 (公共下水道区域を除く) への新規加入

農業・漁業集落排水事業へ新規に加入を希望される場合、排水処理施設の能力などに支障がないときは、加入を認めます。

・加入負担金 / 35万円

## 出雲市汚水処理整備計画構想図

—平成19年1月末現在—



凡 例	
集合処理区域	
認可	公共下水道
	農業集落排水
	漁業集落排水
	小規模集排水
個別処理区域	
無着色箇所	市設置浄化槽

〔表1〕流域関連公共下水道事業計画処理区域面積

計画処理区域面積 (ha)	既計画面積		拡大面積		計
	出雲地域	平田地域	大社地域	湖陵地域	
	2,399.2	535.0	547.0	396.9	3,096
		8.0	19.0	4.1	543
					566
					401
計	3,878.1	727.9			4,606

### おたずねは

公共下水道事業・農業集落排水事業・漁業集落排水事業・小規模集排水処理事業・浄化槽整備事業(市設置浄化槽)に関するおたずねは	上下水道局 下水道建設課	TEL 21-2228
浄化槽整備事業(個人設置浄化槽)・集合処理区域への新規加入に関するおたずねは	上下水道局 下水道管理課	TEL 21-2254
上記のおたずねは各支所でも受け付けます	平田支所 上下水道課	TEL 63-5541
	佐田支所 産業建設課	TEL 84-0116
	多伎支所 産業建設課	TEL 86-3115
	湖陵支所 産業建設課	TEL 43-1213
	大社支所 産業建設課	TEL 53-4442

## 個別処理区域

### 市設置浄化槽整備事業

市が主体となって一般住宅に浄化槽を設置し、その後の維持管理も行います。

・浄化槽の規模 / 10人槽限度

・受益者分担金 / 35万円

新規に設置を希望する方は、市ホームページまたは担当課備え付けのパンフレットをご覧ください。

・すでに個人で設置された浄化槽は、一定の要件を満たし、希望があれば寄附を受けられます。